

東かがわ市告示第133号

東かがわ市税務証明等事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月18日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市税務証明等事務取扱要綱の一部を改正する告示

東かがわ市税務証明等事務取扱要綱（令和5年東かがわ市告示第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第8条関係） 本人確認書類（有効期間の定めがあるものについては、有効期間内のものに 限る。）		別表第1（第8条関係） 本人確認書類（有効期間の定めがあるものについては、有効期間内のものに 限る。）	
区分	例示	区分	例示
1号書類	以下に掲げる書類のいずれか1枚 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、個人番号カード、国又は地方公共団体が発行した身分証明書（写真付き）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、船員手帳、小型船舶操縦免許証、海技免状、宅地建物取引士証、猟銃・空気銃所持許可証、電気工事士免状、無線従事者免許、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者免許証、教習資格認定証、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書、公立学校の学生証その他官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼付した書類	1号書類	以下に掲げる書類のいずれか1枚 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、個人番号カード、 <u>住民基本台帳カード（写真付き）</u> 、国又は地方公共団体が発行した身分証明書（写真付き）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、船員手帳、小型船舶操縦免許証、海技免状、宅地建物取引士証、猟銃・空気銃所持許可証、電気工事士免状、無線従事者免許、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者免許証、教習資格認定証、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書、公立学校の学生証その他官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼付した書類
2号書類	以下に掲げる書類のうち2種類の書類それぞれ1枚	2号書類	以下に掲げる書類のうち2種類の書類それぞれ1枚

改正後			改正前		
		健康保険の資格確認書その他医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類、年金手帳、基礎年金番号通知書、国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、生活保護受給証明書、印鑑証明書（交付請求書に当該印鑑が押印されているもの）その他市長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類			健康保険の資格確認書その他医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類、年金手帳、基礎年金番号通知書、国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、 <u>住民基本台帳カード（写真なし）</u> 、生活保護受給証明書、印鑑証明書（交付請求書に当該印鑑が押印されているもの）その他市長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類
3号書類	略		3号書類	略	

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。